

平成二十九年六月八日提出
質問第三七四号

学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問主意書

提出者 篠原 豪

374

学校法人森友学園への国有財産の売却に係る行政文書の保存期間の起算日に関する質問主意書

一 財務省行政文書管理規則によれば、財務省における行政文書の保存期間の起算日は原則として文書作成取得日の翌年度の四月一日というのは事実か。

二 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書は、この原則に基づき、保存期間の起算日が翌年度四月一日となっているのか。

三 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書の保存期間の起算日が仮に翌年度四月一日ではない場合、なぜそれぞれの文書について保存期間の起算日を翌年度四月一日としなかったのか。文書管理者が「行政文書の適切な管理に資する」と認めた理由を明らかにされたい。

四 学校法人森友学園への国有財産の売却に係る一連の行政文書について、それぞれの文書管理者の官職氏名を明らかにされたい。

五 財務省において、行政文書の保存期間の起算日を翌年度四月一日としないこととする一定の基準を明記した文書はあるのか。

右質問する。